

新潟市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第15号

新潟市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

新潟市自転車等駐車場条例（平成5年新潟市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1のうち2の表新潟駅南口第1自転車等駐車場の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------------|----------------|-----|
| 新潟駅高架下東側自転車駐車場 | 新潟市中央区花園1丁目1番地 | 自転車 |
|----------------|----------------|-----|

別表第1のうち2の表内野駅前第1自転車等駐車場の項中「新潟市西区内野町444番地9」を「新潟市西区内野山手2丁目400番地7」に改め、同表越後大野駅前自転車等駐車場の項中「新潟市西区鳥原627番地2」を「新潟市西区鳥原625番地3」に改め、同表新大野駅前自転車等駐車場の項中「新潟市西区大野町2814番地1」を「新潟市西区大野町2814番地7」に改め、同表木場駅前自転車等駐車場の項及び越後曾根駅前第1自転車等駐車場の項を削り、同表越後曾根駅前第2自転車等駐車場の項中「越後曾根駅前第2自転車等駐車場」を「越後曾根駅前自転車等駐車場」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。